

～昭和30年代の上尾～

昭和33年7月15日に市制施行した上尾市は、ことし市制施行60周年を迎えました。平成30年4月号から平成31年3月号までの上尾歴史散歩は、昭和30年代当時の広報誌『上尾自治だより』から、当時の出来事やその背景などを探ります。

季節保育所の開設

季節保育所は、農繁期保育所、あるいは季節託児所ともいわれ、農村における労働力の確保と児童の保護施設として全国的に開設された。

昭和12(1937)年7月の日中戦争後に強化された食糧の国家管理下で、昭和14(1939)年産米の増産割当が始まり、また米穀に加え甘藷などの増産のため、農山村労力調整に対する補助金制度が実施された。県は昭和16(1941)年4月、町村長や農会長などに対して「農繁期保育所(託児所)開設並保母養成二関スル件」を発し、施設拡充強化のため補助金の交付(1カ所平均10円)の他、軍人援護



写真1 季節保育所を紹介する『上尾自治だより』(第8号)

会、愛国婦人会、農会などが主催する保母養成短期講習会への参加者を募集した。さらに翌年には農業生産統制令に基づく「昭和一七年度農繁期労力調整施設実施要項」が出された。これによると、農業共同作業に併せて農繁託児と共同炊事を行い、保育所開設については農会が実施計画を作成、農事実行組合などを単位に国民学校が中心となって実施する、保母が必要な場合は、郡農会の要請を受け市街地女子青年団が保母奉仕班として出勤するとした。

大谷村では、昭和16(1941)年度に今泉農事実行組合と西宮下農事実行組合が補助金20円を割り当てられ、翌昭和17(1942)年度には、1カ所で6月3日から1週間、3歳以上の136人が保育を受けた。保母9人が担当し、経費は205円であった。県から9円の補助を受け、秋季保育所には産業組合による菓子の配給もあった。昭和18(1943)年度には養蚕上族と麦刈り、甘藷掘りと出荷のため、春季(6月7日から1週間)と秋季(10月2日から1週間)に国民学校内で開設され、10円が補助された。さらに、翌昭和19(1944)年度の春季は戦時統制団体の農業会が主体団体となって10日間実施されたが、保母は国民学校の女性職員が担当し、受託された3歳以上の児童は1052人に及んだ。共同炊事用として砂糖、みそ、しょうゆ、佃煮など9品目が特配され、補助金40円が交付された。昭和20(1945)年度の秋季は、5カ所の農事実行組合の運営によって30日間、児童1日200人が受け入れられ、次いで昭和21(1946)年度は春季と秋季、翌昭和22(1947)年度は秋季に3カ所各10日間開設された(旧大谷農業協同組合文書)。

昭和28(1953)年度に季節保育所国庫補助制度が創設され、県による「農繁期保育所運営に関する指導者講習会」が開催された。県内では婦人会や女子青年団、母子愛育会(班)などが福祉事務所の援助を受けて開設に携わった他、農業協同組合も託児所経営に取り組んだ。上尾町では「農繁期の福祉施設」として、各地区の区長を中心に運営委員会を組織し、町役場の民生課保育係が保母の手配などを担当した(写真1)。昭和32(1957)年には平方(夏季)、二ツ宮(春季・秋季)、戸崎(春季・秋季)の寺社や集会所で開設さ

れ、3カ所の児童数は20人、期間は1週間から20日間であった(写真2)。市制施行後の昭和34(1959)年6月に戸崎保育所運営委員会が実施した際の決算報告書には、32人が参加し、収入は各戸から徴収された資金と、市・地区からの助成金などとなっている。こうして戦中から戦後を中心に広がった季節保育所であったが、昭和30年代後半以降、農業の後退や都市化、児童福祉施設の増設などにより消えていった。

(上尾市文化財専門調査員 犬飼 大)



写真2 季節保育所の様子